

下呂市監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、令和2年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和3年3月5日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和2年度 定期監査結果 指摘事項に伴う措置状況

担当課： 各振興事務所	
1 随時の収入にかかる調定事務について	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>地方自治法第231条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と定められている。</p> <p>随時の収入のうち各種証明書発行に係る手数料等、担当課窓口で口頭により現金を受受するような収入については、その性質上事前に金額を把握することは困難であり、事後調定をせざるを得ないと考えられる。</p> <p>このような収入については、事務の簡素化を図るため一定期間分をまとめて一括で調定できるよう、市会計規則にその旨を規定することが必要と思われるが、本市においては事後調定に関する規定がないことから、市会計規則に一括して調定できる旨の規定を整備されたい。</p> <p>前段の収入の性質上、事後調定せざるを得ないもの以外は、収入に当たっては、歳入金の収納前に調定（以下「事前調定」という。）を行うことが前提になることから、その都度調定し、それに基づいて収納することが必要となると思われる。</p> <p>今回の監査により、各振興事務所が取り扱う施設使用料の調定状況について確認したところ、一部の施設使用料について、その都度事前調定されるべきところ、一括で調定されている事案が確認されたほか、収入年度の誤りがある事案が確認されたことから、適正な事務に努められたい。</p>	<p>（措置済、改善中、未措置）</p> <p>ご指摘のとおり、地方自治法第231条では調定の定めがあり、同法施行令第154条第1項では、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を調査して調定することが定められています。施設使用は許可をした時点で債権が発生することから、本来であれば許可日において調定をするべきです。しかし、そのためには、許可書によって使用料を確定させる必要があることから、無人の公民館や体育館では、遠方から各振興事務所まで、使用申請や変更申請のために都度お越しいただくことになり、利用される皆様に多大なご負担をお掛けすることになります。</p> <p>つきましては、窓口証明手数料などの事後調定でしか対応できない収入については、一括調定により事務の効率化を図れるように会計規則の例外規定を設けることを、会計課と協議をすすめます。また、施設使用料の調定と料金徴収事務については、規則に適合する事務方法を市民活動推進課等関係課と検討いたします。なお、ご指摘のあった会計年度の誤りを防止するため、施設管理担当者に対し、発生主義であることを徹底いたします。</p>

2 小坂振興事務所屋上改修工事の支出予算科目について

担当課：小坂振興事務所 小坂地域振興課

指 摘 事 項

措 置 状 況

小坂振興事務所屋上改修工事の歳出予算科目は、(款)総務費(項)総務管理費(目)自治振興費で執行されている。

地方自治法第216条の(歳入歳出予算の区分)に歳出予算にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならないとされ、地方自治法施行規則第15条(別記)により詳細に予算科目が示されている。

地方自治法の規定に照らしてみると、(目)自治振興費には、主に区等自治会の運営に必要な経費の一部(補助金等)を計上し、(目)財産管理費には、市有財産に要する経費を計上することが適当であると思われる。これらのことから、小坂振興事務所屋上改修工事の歳出予算科目は(目)財産管理費から支出することが適当であつたと考えられるので、予算編成段階においては、所要経費を計上する予算科目(款・項・目)の区分について再確認され、その目的に従つて予算計上されたい。

(措置済、改善中、未措置)

・今後、地方自治法等規定に準じ、庁舎管理にかかる修繕等について財務課と調整を行い、財産管理費として予算要求及び編成を行うように致します。

3 会計帳簿の管理について

担当課：会計課

指 摘 事 項

下呂市会計規則第 75 条第 2 項に会計管理者が備えなければならない帳簿は、歳入簿、歳出簿、現金出納簿、基金内訳簿（台帳）、有価証券整理簿及び一時借入金整理簿であり、所定の事項を記載しなければならない旨が規定され、これらの帳簿の保管については、同規則同条第 3 項に財務会計システムにデータを保管する場合は、帳簿の備え付けを省略することができる旨が規定されている。

特に歳入簿、歳出簿及び現金出納簿は、歳入歳出予算の執行に係る計数を記録する主なものであることから、自治体の出納・決算に係る書類の中で、最も重要なものの一つである。

下呂市の文書管理は、下呂市公文書規程第 35 条に、文書はファイリングシステムより管理するものと規定され、第 37 条で金銭及び物品の出納に関するものの保存期間は 10 年と規定されている。文書保存の方法は、第 38 条で保存文書箱に収納して書庫に格納する旨が、また、第 39 条第 1 項で保存文書は、毎年度、書庫に搬入するものとする旨が規定されていることから、文書の保存は紙媒体を前提としている。

また、ファイリングシステムの研修資料によると、文書の保管は、事務所内に設置されている現年度のキャビネットまたはファイルボックス（緑色）の収納場所に置いておくこと、保存は、保存年限が来るまで箱単位で書庫等に置いておくことと定義されている。

今回の定期監査において、歳入簿、歳出簿、現金出納簿の保管及び保存状況について確認したところ、保管、保存共に紙媒体ではなく、財務会計システムによりデータで保管、保存されており、紙媒体による保存はしていないとの説明を受けた。

文書の発生から廃棄するまでの流れを記録する一覧表として位置づけされている「ファイル基準表」にも歳入簿、歳出簿及び現金出納簿が登載されていないことから紙媒体では保存されていないと思われる。

措 置 状 況

（措置済、改善中、未措置）

会計帳簿の管理について、下呂市会計規則第 75 条第 3 項に財務会計システムにデータを保管する場合は、帳簿の備え付けを省略することができる旨が規定されています。

その一方で、下呂市公文書規程第 35 条では文書管理について、紙媒体を対象とするファイリングシステムにより管理するものと規定されていること及び下呂市情報公開条例第 2 条第 2 項で、行政情報は電子記録も含める旨規定しています。

会計課が管理する帳簿類は、一会計年度でも相当の量となることから、文書管理所管課である総務課と協議を行い、電子記録の下呂市公文書管理規程への追加等の一部改正も含め、適切な会計帳簿の管理に努めます。

合併以降、平成 26 年度まで使用された旧財務会計システムの帳簿は、金山振興事務所電算室にある旧財務会計システムのサーバーからでなければ帳票の出力ができず、システムの保守期限も切れていることから今後閲覧できなくなることも心配される。

ICT 化が推進される中、文書の紙媒体での保存は合理的でない面もあることから、県内の会計管理者会等において他市の状況を確認され、公文書の取扱い担当課である総務課と協議を行い、市の公文書は市民の財産であるという認識に立ち、情報公開にも確実に対応できる安全で適切な文書保存・管理に努められたい。

4 医師確保奨学資金基金の利用促進について

担当課：健康医療課

監 査 意 見

措 置 状 況

本年度も監査実施日時点において、利用がなく 45,900,000 円の基金が定期預金として積み立てられている。

医師の確保は、地域医療に欠くことができない重要な要素である。

この基金の目的である医師確保のための利用促進を図るため、市ホームページ等での周知はもちろん、市内の児童生徒及び保護者にこの奨学金制度を周知するなどし、将来、地域医療を担いたいという熱い気持ちを持つ児童生徒の活用を促すことを検討されたい。(意見)

(措置済、改善中、未措置)

ホームページでの周知に加え、市内中学校、高校の進路指導担当者へチラシを配布し、将来、地域医療を担いたいという気持ちを持つ生徒へ紹介していただくようにします。また、広報げろで奨学資金制度について周知します。

5 原材料支給及び重機借上げ制度に係る予算執行について

担当課： 各振興事務所

監 査 意 見

令和元年度 11 月実施の定期監査の指摘事項を受け、現在、原材料支給・重機借り上げ事業実施要綱の作成作業が進められているところであるが、今回の定期監査において再度、執行状況について確認したところである。

予算の執行状況を確認すると、申請者の責任において実施すべきものであり、市に管理責任、経費負担義務は認められない事業に支出されている案件が確認された。

地方自治法第 232 条に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」と規定されており、申請された事業について、市の管理責任において、市が直接事業を実施した際に要する経費の全部又は一部について、負担が生じる事業について対象とするべきである。

現在、原材料支給・重機借り上げ事業実施要綱の作成作業中であることから、令和元年 11 月の定期監査及び今回の定期監査指摘事項も含めて、対象事業が明確に判断できる要綱とされたい。(意見)

措 置 状 況

(措置済、**改善中**、未措置)

本制度の取り扱いについては、長年にわたる運用の中で地域（振興事務所）ごとに差異が生じている状況であったことから、昨年度の定期監査において「統一した市の基準」を定める必要があると指摘されました。これらの指摘を受け、現在、数回の所長・担当者会議を開催し、要綱整備のための準備作業を行っています。

本制度は、単に地区要望に対する公共事業的な役割に留まらず、住民の協働により作業を行うことで潜在的な自治の力を引き出し、地域コミュニティの維持・強化にもつながる大切な取り組みです。また、事業要望対応の迅速化や財政の効率化にも役立っています。

要綱整備にあたっては、建設部・農林部においても執行していることから合わせて協議調整を図り、対象事業を明確にするなど法令等を念頭に置きながらも、本制度の趣旨を損なうことのないよう、他団体の事例も参考にしながら作業を進めております。